日本の施設の人員基準

		介護療養病床 (病院)	介護医療院(類 型I)	介護医療院(類 型II)	介護老人保健施 設	特別養護老人 ホーム	老人ホーム・サ 高住
人員基準	医師	48:1* (3以上)	48:1 (3以上)	100:1 (1以上)	100:1 (1以上)	適当数 (往診可)	・医居ス・・・・・員・者了の日(な社療宅事医看介社介 介研しい中夜は高温をできる。 では、世界のは、では、一般のでは、は、一般のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
	薬剤師	150:1	150:1	300:1	300:1	-	
	看護職員	6:1	6:1	6:1	3:1(内、看護 職員は7名中2	3:1 (看護は約	
	介護職員	6:1	6:1	6:1	名)	40:1**)	
	支援相談員	-	-	-	100:1 (1以上)	100:1 (1以上)	
	リハビリ専門職	適当数	適当数	適当数	100:1	1以上	
	栄養士	定員100以上で 1以上	定員100以上で 1以上	定員100以上で 1以上	定員100以上で 1以上	1以上	
	介護支援専門員	100:1 (1以上)	100:1 (1以上)	100:1 (1以上)	100:1 (1以上)	100:1 (1以上)	
	放射線技師	適当数	適当数	適当数	-	-	
	他の従業者	適当数	適当数	適当数	適当数	適当数	
医師の宿直		医師宿直	医師宿直	-	-	-	-

^{*}人員基準の見方【例】 48:1(患者48名に対して医師1名必要)、3以上(最低でも医師3名以上)

34

^{**}入所者が30名以下の場合は1人以上、49名以下で2人以上、129名以下で3人以上、130名を超えた場合は50名刻みで1人加算